



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 以前は年金をもらいながら働くと年金を少ししかもらえなくなっていました、最近はそのようなようです。どのように変わったのでしょうか?

A これは「在職老齢年金」の事です。在職老齢年金とは、働きながら年金を給することを言います。

元々老齢年金はリタイアした人が受け取ることを想定し、働いている人は受け取れない制度でしたが、1965年に65歳以上の在職者にも支給される年金として「在職老齢年金」ができました。

当初は年金の2割を支給停止するという単純な制度でしたが、1969年には65歳未満の人にも適用し、給与が一定額に満たない在職者については「2割から8割」の老齢年金を支給することになりました。以前は65歳未満の人にも年金が支給されていたんですね。

いくつかの法改正を経て、現在のように、上限を超えた金額から緩やかに老齢年金が減っていく方式に変わりました。

2000年の法改正では、年金制度を支える側を増やすため、厚生年金の被保険者の範囲が65歳から70歳に改められました。これに伴い、65歳以上の在職者に「在職老齢年金」が再び設定され、結果として60歳以上65歳未満の「在職老齢年金」と、65歳以上の「在職老齢年金」の2つの制度ができました。この時の60歳前半の在職老齢年金の上限は低く、28万円でした。

その結果、在職老齢年金は60歳を超えても現役と同様に長く働きたい人にとって不利な制度になり、就労意欲を阻害しているという批判が大きくなりました。28万円じゃ少ないですよね。

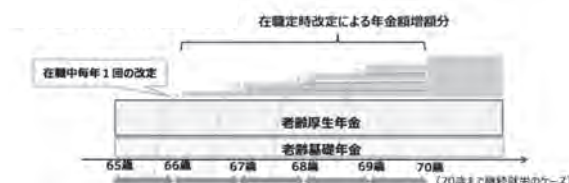
2020年の改正により、60歳前半の低い上限金額が廃止され、60歳以降の「在職老齢年金」はシンプルに一律の上限金額になりました。2025年には51万円、2026年4月からは65万円に大きく引き上げられました。

図にすると、次のようになります。



この改正により、60歳以上で働いている人は、65歳からは老齢基礎年金(国民年金)は全額支給され、老齢厚生年金は給与と合わせて65万円を超えなければ全額支給(超えた場合は超過額の半分を調整)されるという仕組みになりました。

もう一つ大切な改正があります。2022年に改正された「65歳以上の在職定時改定制度」です。従来は65歳以上で老齢厚生年金を受け取っている人が会社に勤めている場合、退職又は70歳にならないと老齢厚生年金の年金額に反映されませんでした。この改正により、退職時だけでなく在職中も年に1回、10月分(12月振込み分)から年金額が改定されています。



これからの高齢者は元気なうちはできるだけ働きながら旅行などを楽しみ、100歳まで生きてもお金の心配をしなくて良いように働きましょう。

追記) 今まで徳永康子の原稿をお読みいただきありがとうございます。この8月で代表を降り、会長となるため後任の森本哲郎にバトンタッチ致します。今後とも「ロウムカフェ」をよろしくお願いいたします。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】
Tel 043-273-5980